

地域計画区域内

- 農業を担う者
(令和10年度に農業を担う意向のある方)
- 農業を担う者検討中
(今後とも農地として利用する土地)

地域計画区域外

- 市街化区域・非農地等

<留意事項>

地図に氏名が記載されている方(農業を担う者)は、地域内(当該農地)で令和10年後も農業を担っていく意向のある方です。アンケート調査や話し合い、委員会との協議等により確認の上、記載しております。

地域計画区域内の農地において農地転用(農地以外への用途変更)を行う場合、原則として、あらかじめ地域計画区域から除外する手続きが必要となります。〔地域計画区域外の農地であっても、転用の際は各種関係法令に基づいた手続きが必要です。〕

地域計画画決定後、農地中間管理事業を通じて農地の買付けを行う場合、目標地区の内容に基づいて手続きを行います。(買付の対象農地の借り手は、目標地図に位置付けられている必要があります。)